

基本法第 11 条関係（相談及び情報の提供）

犯罪被害者等基本計画骨子案（2）保留事項

3 居住の安定（基本法第 16 条関係）

（1）公営住宅への優先入居等

イ 公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】 P

【国土交通省意見】

次の文章に修正されたい。

イ 政府全体の取組として犯罪被害者等への一元的な情報提供体制を構築するとともに、公共賃貸住宅への入居に関する情報についても当該体制を通じた提供を行う。【内閣府、国土交通省】

（修文理由）

現在、警察庁、法務省において、犯罪被害者等に対する一定の情報提供が行われているが、今般の犯罪被害者等基本計画が犯罪被害者等を総合的に支援するものであることに鑑みると、当該支援のために必要な情報を一元的に提供できるシステムを構築することが適当と考えられる。また、犯罪被害者等からも、「犯罪被害者等支援窓口の一本化」等の施策が要望されているところである。

このため、情報の一元的提供について、現在、内閣府が主導して構築を図ろうとしている地域の支援機関の整備等と一体的に検討する必要があり、その情報の一つとして、犯罪被害者等に対する公共賃貸住宅への入居に関する情報提供（公営住宅への優先入居、公共賃貸住宅インフォメーションに関する情報提供）についても、当該機関を通じて提供されることが適当と考える。

基本法第11条関係（相談及び情報の提供等）
犯罪被害者等支援に関する情報取得の利便性向上

- 1．自賠責保険については、以下の取組みを行い、交通事故被害者を支援する施策についての情報提供を行っている。

自賠責保険金の支払については、

- ・（財）自賠責保険・共済紛争処理機構において、紛争の調停を利用できること、
- ・自賠責保険金の支払基準や支払手続の概要等を記載した書面を被害者から自賠責保険金の請求が行われる際に交付することを、自動車損害賠償保障法に基づき、保険会社に義務づけている。

また、（財）日弁連交通事故相談センターにおいて、自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払に関する法律相談及び示談斡旋を無料で受けられることについては、その業務を説明したリーフレットを用いて、事故処理にあたる警察機関等を通じた情報提供を行っている。

- 2．さらに、自賠責保険によって救済されない、ひき逃げや無保険車の事故による被害者の方の損害のてん補を行う政府保障事業については、その請求方法等について説明したパンフレットを用いて、警察機関や保険会社等を通じた情報提供を行っている。
- 3．なお、これらの情報については、国土交通省及び各上記機関のホームページにおいても提供している。
- 4．こうした取組みにより、今後とも、被害者の方を支援する施策について、積極的な情報提供を図っていくこととしている。